

平成 21 年 12 月 24 日

株式会社 伊予銀行

金融円滑化管理方針

当行は、適切かつ十分な金融仲介機能を発揮することが、地域金融機関の最も重要な役割の一つであると認識し、以下の金融円滑化管理に関する方針を定めます。

1. 基本姿勢

- (1) 当行は、諸法令等および本方針をはじめとする当行の諸規程を遵守しつつ、金融仲介機能を適切かつ最大限発揮すべく、経営の最重要事項の一つとして金融円滑化に取り組みます。
- (2) 中小企業や個人事業主のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対しては、お客さまの事業の特性、状況、改善または再生の可能性等を勘案し、適切かつ迅速な審査を実施するとともに、真摯に対応します。また、貸付条件の変更等の実施後の新規融資の申込みに対しても、同様に対応します。
- (3) 中小企業や個人事業主のお客さまの経営実態に応じて経営相談、経営指導、およびお客さまの経営改善に向けた取組みに対する適切な支援に努めます。
- (4) 中小企業や個人事業主のお客さまの経営実態や成長性および将来性など事業価値を適切に見極められるよう金融円滑化に係わる当行役職員の能力向上に努めます。
- (5) 住宅ローンをご利用のお客さまからの貸付条件の変更等の相談・申込みに対しては、お客さまの財産や収入等の状況を踏まえ、適切かつ迅速な審査を実施するとともに、真摯に対応します。

2. 顧客保護

- (1) 「顧客保護等管理方針」に基づき、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対しては、これまでの取引関係やお客さまの知識、経験および財産の状況を踏まえて、お客さまの理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行います。とりわけ、新規貸出および貸付条件の変更等の申込みを謝絶する場合には、謝絶理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明します。
- (2) 「顧客保護等管理方針」に基づき、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに関してお客さまから申出のあったご意見、ご要望およびご相談・苦情などに対しては、迅速かつ誠実に対応します。

3. 他の金融機関等との連携・協力

- (1) 事業再生ADR手続(注)の実施の依頼について確認があった場合には、可能な限り、迅速な紛争解決のために当該依頼をするよう努めます。
(注) 民間の第三者機関が債権者の間の調整役となり再建計画をまとめる制度で、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」第2条第26項に規定する特定認証紛争解決手続をいいます。
- (2) 株式会社企業再生支援機構からの債権買取申込みの要請に適切に対応します。また、同意の求めがあった事業再生計画に基づく貸付条件の変更等に対しても、可能な限り協力します。
- (3) 中小企業や個人事業主のお客さまからの貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認、株式会社企業再生支援機構からの債権買取申込み等にあたって、他の金融機関や

政府系金融機関、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会と関係している場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図ります。

- (4) 住宅ローンをご利用のお客さまからの貸付条件の変更等について、他の金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構等が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図ります。

4. 態勢整備

- (1) 取締役会は、本方針及び行内規程等を定め、金融円滑化管理統括責任者を任命するとともに金融円滑化管理委員会を設置するなど、金融円滑化管理に必要な態勢を新たに整備し、必要に応じて見直しを実施します。
- (2) 金融円滑化管理統括責任者に任命された担当取締役は、今後は、金融円滑化管理全般を統括し、金融円滑化管理態勢の整備に努めます。

以上